

書式 14-1 : 役務契約書

契約番号〇〇〇〇〇〇〇〇号

契 約 書

1 件 名

2 履 行 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 履 行 場 所

4 契 約 金 額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所
氏 名 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書及び特約条項を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の仕様書等（仕様書、入札（見積）者に対する指示書及びこれらを補足する書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、発注者の社会的信用を損なう行為をしてはならない。また、受注者はこの契約に基づく受注者の業務を適正かつ厳正に実施しなければならない。
- 3 受注者は、頭書に定める履行期間を通して、頭書の業務（以下「業務」という。）を実施するものとし、発注者は、受注者の業務完了後、頭書記載の契約金額を支払うものとする。
- 4 発注者は、業務の適正かつ円滑な実施のため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の間の協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 10 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第43条の規定に基づき、発注者と受注者との間の協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示及び協議の書面主義)

第2条 この契約書及び仕様書等に規定する指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及

び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、口頭で指示等を行った日の翌日から7日以内にこれを相手方に送付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(内訳明細書の提出)

第3条 受注者は、この契約を締結した日の翌日から14日以内に、契約金額内訳明細書(以下「内訳明細書」という。)を作成し、発注者に提出するものとする。これらを変更する場合も同様とする。

- 2 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して内訳明細書の再提出を請求することができる。この場合において、前項中「この契約を締結した日の翌日から」とあるのは「当該請求があった日の翌日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。
- 3 内訳明細書は、この契約書の他の条項の規定による場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等) 【成果品がある業務に適用】

第4条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、業務の目的物たる成果品(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)がある場合においては、当該成果品を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等) 【成果品がない業務に適用】

第4条の2 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等) 【成果品がある業務に適用】

第5条 業務の目的物たる成果品がある場合においては、当該成果品の著作権の譲渡等については本条において定めるところによる。

- 2 受注者は、成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 3 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 4 発注者は、成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 5 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 6 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第1条第6項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。
- 7 発注者は、受注者が成果品の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（再委任等の禁止）

- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
 - 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請負わせようとするときは、この限りでない。
 - 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の報告を請求することができる。

（特許権等の使用）

- 第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員等)

第8条 発注者は、この契約書の他の条項及び仕様書等の規定に基づき、次に掲げる権限を有する監督員を定め、受注者に対し、その職名及び氏名を通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

一 受注者又は受注者の責任者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する受注者又は受注者の責任者の確認の申出並びに質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の責任者との協議

四 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

五 前各号のほか、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて委任したもの

2 発注者は、前項第5号の規定に基づき監督員に権限を委任したときには、受注者に対し、当該委任した権限の内容を通知しなければならない。

3 監督員は、自己の権限の範囲内で事務を補助する補助監督員を定めた場合には、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。補助監督員を変更し、又はその任を解いたときも同様とする。

4 発注者は、2名以上の監督員を置き第1項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

5 発注者及び受注者は、契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除等（以下、この条において「請求等」という。）は、契約書及び仕様書等に特別の定めが置かれているものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、受注者が行った請求等は、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(契約の履行に必要な者の配置)

第9条 受注者は、仕様書等において、契約の履行に必要な者（以下「履行責任者」という。）を配置すべき旨を定めている場合にあっては、履行責任者を定め、発注者に通知しなければならない。これらを変更したときも同様とする。

2 履行責任者は、業務の実施に関し、受注者に代わって監督員の指示、連絡を受ける任にあたるとともに、従事者に対して業務の指示並びに指揮監督及び教育指導を行い、責任をもって業務を処理するものとする。

3 従事者は、業務の実施に関し、履行責任者の指示により業務を行うものとする。

(履行責任者に関する措置請求)

- 第 10 条 発注者は、履行責任者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日の翌日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員又は補助監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日の翌日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(報告等の義務)

- 第 11 条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、契約の履行状況を報告し、発注者の確認を得なければならない。

(履行状況の調査等)

- 第 12 条 発注者は、業務の履行状況を調べるため前条に定めるもののほか必要があると認めるときは、受注者の報告を求め又は調査し、若しくは検査を行うことができる。
- 2 発注者は、前条の報告又は前項の報告若しくは調査若しくは検査の結果、履行状況が適正でないと認めたときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。
- 3 受注者は、前項の規定により発注者から指示を受けたときは、その指示に基づき、速やかに必要な措置をとるとともに、その措置の内容を発注者に報告しなければならない。
- 4 前項の措置に必要な費用については、受注者が負担するものとする。

(貸与品等)

- 第 13 条 発注者は、受注者が業務を実施するために必要な不動産及び物品等（以下「貸与品等」という。）のうち、仕様書等にその品名、数量、その他必要な事項を定めるものについて、受注者に無償で貸与又は支給するものとする。
- 2 受注者は、不動産の貸与を受けようとするときは、別途、発注者の規程に基づき、不動産貸与に関する契約を発注者と締結するものとする。
- 3 受注者に、使用させる不動産の維持修繕は、発注者が行うものとし、光熱水費は、発注者が負担するものとする。

- 4 受注者は、貸与され、又は支給された物品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日
の翌日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 5 受注者は、物品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 6 受注者は、業務の完了、仕様書等の変更等によって不要となった物品等を発注者に
返還しなければならない。
- 7 受注者は、前項の規定によるほか発注者が必要と認めて物品等の返還を請求した場
合には、これに応じなければならない。
- 8 受注者は、物品等を返還する場合、返還書を発注者に提出しなければならない。
- 9 受注者は、故意又は過失により物品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可
能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返
還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 10 受注者は、貸与され、又は支給された物品等を業務以外の目的に使用し、又は転貸
し、若しくは担保に供してはならない。

(仕様書等の変更)

第14条 発注者は、会社の業務の適正かつ円滑な実施のために、必要があると認めるときは、仕様書等又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第15条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第16条 受注者は、その責めに帰さない事由により履行期間内に業務を完了すること

ができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の変更)

第 17 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮又は延長する必要があるときは、履行期間の短縮又は延長を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は前項の場合において、必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 18 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 16 条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）の翌日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法)

第 19 条 契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議により定める。ただし、内訳明細書によることが適当な場合にあっては、当該内訳明細書記載の単価を基礎として定める。なお、協議開始の日の翌日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日の翌日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は受注者が損害を受けた場合に発注者の負担が必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議し

て定める。

(臨機の措置)

第 20 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を実施する上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(反社会的勢力による不当介入を受けた場合の措置)

第 21 条 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）その他すべての反社会的勢力（以下単に「反社会的勢力」という。）による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに、発注者が別に通知した警察に対して通報を行うこととし、捜査上必要な協力を行わなければならない。

2 受注者は、前項により警察に通報を行ったときは、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告を行うこととし、発注者がその他必要な情報提供等を求めたときは、これに応じなければならない。

3 発注者は、前項に定める報告を受注者から受けた場合及び関係機関から情報を得た場合その他必要と認める場合は、この契約の履行に必要な範囲において、関係機関と受注者への不当介入に係る情報交換等を行うことがあり、受注者は、これを認めるものとする。

4 受注者は、不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、発注者と協議するものとする。

(反社会的勢力の排除に関する誓約)

第 22 条 発注者及び受注者は、次の各号に定める事項を表明し、かつ保証する。

- 一 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、現に反社会的勢力でない。また、過去に反社会的勢力でなかった。

- 二 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力を利用しない。
 - 三 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与する行為はしない。
 - 四 発注者及び受注者、発注者及び受注者の役員は、反社会的勢力に対し、社会的に非難されるべき関係を有しない。
 - 五 発注者又は受注者は、自らもしくは第三者を利用して、この契約の相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しない。
- 2 発注者又は受注者は、前項各号に定める事項にかかる事実確認を目的として相手方が行う必要な調査に協力する。
 - 3 発注者又は受注者は、この契約にかかる社員その他の使用人（受注者に下請負人がいる場合は、当該下請負人及びその役員、社員その他の使用人を含む）に対しても前2項の規定を遵守させる。
 - 4 発注者又は受注者は、この契約の相手方が前3項に定める誓約に違背したとき、又は違背の事実を知ったときは、第33条又は第36条に基づき、この契約を解除する。

（一般的損害）

第23条 業務の実施につき生じた損害（次条第1項、第2項又は第3項に規定する損害を除く。）については受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第24条 業務の実施につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、物品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は物品等が不適當であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 現場業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、現場業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 4 前3項の場合その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

(検査及び引渡し) 【成果品がある業務に適用】

第25条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日の翌日から14日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、その後、遅滞なく当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、業務の目的物たる成果品がある場合において、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果品の引渡しを代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補等の必要な措置を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、措置の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(検査) 【成果品がない業務に適用】

第25条の2 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日の翌日から14日以内に受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、その後、遅滞なく当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な措置を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合において、措置の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(代金の支払い)

第26条 受注者は、第25条第2項又は前条第2項(第25条第5項後段又は前条第3項後段の規定により準用する場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌日から30日

以内に代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第25条第2項又は前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限の日の翌日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。
この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分払）

第27条 受注者は、業務の完了前に、実施した業務に相応する代金について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る実施業務の検査を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日の翌日から14日以内に、検査を行い、その後、遅滞なく当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日の翌日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 5 部分払金の額は、契約金額を履行期間の月数（1月に満たない日数がある場合は、15日以上あるときを1月とみなす。以下同じ。）で除して得た額（円未満の端数は最終月で調整）を基本とし、業務を実施した月数を乗じた額とする。
- 6 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払いを請求する場合においては、業務を実施した月数を乗じた額から、既に支払った部分払金を控除した額とする。
- 7 部分払の請求は、毎月1回を限度に行うことができる。ただし、最終月については、第25条又は第25条の2の手続のほか、前条の手続により行うものとする。

（第三者による代理受領）

第28条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前2条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（不払に対する業務の中止）

第29条 受注者は、発注者が第27条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一

部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第 30 条 発注者は、引き渡された業務の目的物たる成果品又は履行完了した業務の内容が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果品の修補、代替物の引渡し、再履行等による履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果品若しくは業務の内容の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 31 条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 33 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 32 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することが

できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第 30 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 33 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 4 条第 1 項又は第 4 条の 2 の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の履行期間内に業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の業務を完了する債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 六 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 七 第 35 条又は第 36 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 八 受注者が当該業務の競争契約における競争参加資格を満たしていないことが判明したとき。
- 九 受注者が信義にもとる行為や発注者の社会的信用性を損なう行為をしたことが判明し、契約の相手方として不相当と認められるとき。
- 十 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時購買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

- 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 34 条 第 32 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 35 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 36 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 14 条の規定により仕様書等を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 発注者が信義にもとる行為や受注者の社会的信用性を損なう行為をしたことが判明し、契約の相手方として不適当と認められるとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 37 条 第 35 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 38 条 受注者は、契約が解除されたときは、第 27 条の規定により既に受注者が支払いを受けている代金を差し引いて精算を行うものとする。その場合において、解除の効果が発生する日の翌日から 14 日以内に精算調書を発注者に提出して、その確認を受けるものとする。

なお、契約金額は、仕様書等に定めるところによる日割額を基礎として精算するものとする。

- 2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 32 条、第 33 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 31 条、第 35 条又は第 36 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 4 解除の効果が発生する日は、この契約の履行場所について新規に締結される契約の相手方が業務を開始する日とする。ただし、頭書の履行期間の最終日を超えることができないものとする。
- 5 解除の効果が発生する日について、この契約の履行場所について新規に締結される契約がない場合等、前項により難しい場合には、解除の効果が発生する日は発注者が定め、受注者に通知するものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第 39 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 引き渡された成果品又は完了した業務の内容に契約不適合があるとき。
 - 三 第 32 条又は第 33 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額(税抜)の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第 32 条又は第 33 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべ

き事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約代金（税抜）から部分引渡しを受けた部分に相应する代金（税抜）を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第39条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前条に定める損害賠償とは別に契約金額（税抜）（この契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額とする。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定

に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、受注者が、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項に規定する契約金額(税抜)の10分の1に相当する額に加えて、契約金額(税抜)の100分の5に相当する額を違約金として、又は、受注者が、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれか二以上に該当したときは、前項に規定する契約金額(税抜)の10分の1に相当する額のほか、契約金額(税抜)の10分の1に相当する額を違約金として、受注者は、発注者の請求に基づき、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

二 前項第4号に規定する刑にかかる確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第4号に規定する刑にかかる確定判決において、発注者若しくは日本道路公団の役員又は使用人であった者が、発注者若しくは日本道路公団の役員又は使用人であったことの地位を利用して、受注者若しくは受注者の役員又は使用人として違反行為に関与していた事実が明らかになったとき。

四 受注者が発注者に刑法第96条の6第1項、第2項及び第198条並びに独占禁止法第3条の規定に抵触する行為は行わない旨の誓約書を提出しているとき。

（受注者の損害賠償請求等）

第40条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第35条又は第36条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行

が不能であるとき。

- 2 第 26 条第 2 項（第 27 条において準用する場合を含む。）の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 41 条 発注者は、引き渡された成果品又は履行完了が確認された業務の内容に関し、第 25 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し等」という。）を受けた日の翌日から 1 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知の翌日から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第 42 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限の日の翌日から当該金額の支払いの日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と発注者が支払うべき契約金額（税込）とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第43条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議のうえ調停人を選定し、当該調停人の斡旋又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者及び受注者が折半し、その他のものは発注者受注者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、受注者の使用人の業務の実施に関する紛争及び監督員等の職務の執行に関する紛争については、第10条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項の斡旋又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者受注者間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第44条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第45条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。